

「遺伝子発現解析業務委託（単価契約）」の業務委託単価契約書の訂正について

第 34 条第 2 項第 1 号を、以下の内容のとおり訂正します。

訂正前	訂正後
(1) 第 31 条の規定によりこの契約が解除された場合	(1) 第 31 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合